

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市立学校等人材育成事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	市立小中学校、市内県立高校、中等教育学校及び特別支援学校に通う児童生徒が、市内の人材、企業及び研究機関並びに地域性を活かした教育活動を行うことにより、児童生徒のキャリア発達を促進するとともに、本市の将来を担い、地域社会の発展に貢献する児童生徒の育成を目的とした事業に参加、又は調査及び研究を行うために必要な経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	学校の児童及び生徒が参加する団体
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修経費：受講料又は参加費、宿泊料、交通費 ・調査、研究経費：受講料又は参加費、宿泊料、交通費、需用費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修経費：（上限）国内20万円、国外60万円（下限）5万円 ・調査、研究経費：（上限）100万円（下限）5万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	<p>無</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>地域社会の発展に貢献する児童・生徒の育成を目的とした事業であり、目標を数値化することは困難。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>学校への周知、ホームページへの掲載</p>
事業担当	（担当部署） 教育総務課
	（電話番号） 58-7353